

平成29年4月18日 ✓

新潟県知事

米山 隆一 ✓

殿

法人の名称 公益財団法人清里農業公社 ✓

代表者の氏名 梅澤 正直 ✓

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書  
なし ✓
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

# 財 産 目 録

平成 29年 2月 28日現在

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金預金	普通預金	運転資金として	6,298,323		
		えちご上越農協清里支店		(6,261,705)		
		第四銀行高田営業部		(36,618)		
流動資産合計				6,298,323		
(固定資産)	基本財産	定期預金	えちご上越農協清里支店	基本財産に充てるために保有している資金であり、定期預金として管理している。	30,000,000	
	その他の固定資産	建物	農機具格納庫兼事務所 (自動火災報知設備含む)	農機具格納庫：公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。 事務所：管理運営の用に供している。	39,065,743	
			乾燥調整施設	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。		
			大型パイプハウス	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。		
		農機具	水稲育苗施設機械		公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	1
		構築物	ハウス内道路		公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	103,038
		土地	2,190㎡ 上越市清里区上田島122	公益目的事業と管理運営の用に供している 共用財産である。	26,900,000	
			2,891㎡ 上越市清里区上田島119	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。		
			627.98㎡ 上越市清里区菅原72-12	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。		
		電話加入権	電話番号025-528-4270	公益目的事業と管理運営の用に供している 共用財産である。	74,984	
固定資産合計				96,143,766		
資産合計				102,442,089		
(流動負債)	預り金	社会保険料	職員預り2月分社会保険料	69,844		
		源泉所得税	職員預り1～2月分源泉所得税	(47,604)		
				(22,240)		
流動負債合計				69,844		
固定負債合計				0		
負債合計				69,844		
正味財産				102,372,245		

事業 年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公 社

## 役員等名簿

## 1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	
ヨシハラ シロウ 吉原 司郎	非常勤	〒 9430526 新潟県 上越市清里区梨平2398番地1	
ナシモト ケンジ 梨本 健司	非常勤	〒 9430514 新潟県 上越市清里区南田中252番地	
ソウツカ タイジ 惣塚 泰次	非常勤	〒 9430532 新潟県 上越市清里区梨窪175番地1	
イシツカ サトミ 石塚 里美	非常勤	〒 9420002 新潟県 上越市住吉町5番3号	

## 2. 理事（注）

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	代表理事	
ウメザワ マサナオ 梅澤 正直	非常勤	〒 9430501 新潟県 上越市清里区岡野町508番地2	レ	
ハブカ アキハル 羽深 明治	非常勤	〒 9430525 新潟県 上越市清里区北野82番地1		
イダ チュウジ 井田 忠治	非常勤	〒 9430512 新潟県 上越市清里区馬屋972番地		
アオキ カツアキ 青木 克明	非常勤	〒 9430412 新潟県 上越市大字北方1221		

注 代表理事は、その者の「代表理事」の欄にチェックを入れてください。

## 3. 監事

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	
ササガワ エイイチ 笹川 栄一	非常勤	〒 9430515 新潟県 上越市清里区武士1755番地	
エグチ シュンジ 江口 俊治	非常勤	〒 9430235 新潟県 上越市三和区窪179番地	

事業 年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公 社

## 役員等名簿

## 1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	
✓ ヨシハラ シロウ 吉原 司郎	非常勤		
✓ ナシモト ケンジ 梨本 健司	非常勤		
✓ ソウツカ タイジ 惣塚 泰次	非常勤		
✓ イシツカ サトミ 石塚 里美	非常勤		

## 2. 理事 (注)

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	代表理事	
✓ ウメザワ マサナオ 梅澤 正直	非常勤		レ	
✓ ハブカ アキハル 羽深 明治	非常勤			
✓ イダ チュウジ 井田 忠治	非常勤			
✓ アオキ カツアキ 青木 克明	非常勤			

注 代表理事は、その者の「代表理事」の欄にチェックを入れてください。

## 3. 監事

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	住所	
✓ ササガワ エイチ 笹川 栄一	非常勤		
✓ エグチ シュンジ 江口 俊治	非常勤		

公益財団法人清里農業公社  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人清里農業公社（以下、「当公社」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は無報酬とする。

2 評議員は無報酬とする。

(費用)

第4条 当公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。また、費用弁償による支給額は別紙上越市の「職員の旅費に関する条例及び職員の旅費に関する規則」を準用する。

(公表)

第5条 当公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

## 貸借対照表

平成29年2月28日現在

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	6,298,323	6,336,975	△ 38,652
流動資産合計	6,298,323	6,336,975	△ 38,652
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
<b>(2) その他固定資産</b>			
建物	39,065,743	41,988,551	△ 2,922,808
農機具	1	1	0
構築物	103,038	154,556	△ 51,518
土地	26,900,000	26,900,000	0
電話加入権	74,984	74,984	0
その他固定資産合計	66,143,766	69,118,092	△ 2,974,326
固定資産合計	96,143,766	99,118,092	△ 2,974,326
資産合計	102,442,089	105,455,067	△ 3,012,978
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
預り金	69,844	69,211	633
流動負債合計	69,844	69,211	633
負債合計	69,844	69,211	633
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
<b>2. 一般正味財産</b>	72,372,245	75,385,856	△ 3,013,611
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	102,372,245	105,385,856	△ 3,013,611
負債及び正味財産合計	102,442,089	105,455,067	△ 3,012,978

## 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法  
固定資産（リース資産を除く）  
減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

(4) 引当金の計上基準  
該当なし

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
該当なし

(6) 消費税の会計処理  
消費税の会計処理は税込方式によっている。

## 2. 会計方針の変更

該当なし

## 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
【基本財産】				
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
小計	30,000,000	0	0	30,000,000
【特定資産】				
小計	0	0	0	0
合計	30,000,000	0	0	30,000,000

## 4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
【基本財産】				
定期預金	30,000,000	30,000,000	0	0
小計	30,000,000	30,000,000	0	0
【特定資産】				
小計	0	0	0	0
合計	30,000,000	30,000,000	0	0

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	26,900,000	0	26,900,000
建物	97,110,694	58,044,951	39,065,743
農機具	46,515,000	46,514,999	1
構築物	5,151,846	5,048,808	103,038
電話加入権	74,984	0	74,984
合計	175,752,524	109,608,758	66,143,766

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			0
			0
合計	0	0	0

8. 保証債務等の偶発債務

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			0
			0
合計	0	0	0

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
該当なし					0	
					0	
合計		0	0	0	0	

11. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				0
				0
合計	0	0	0	0



12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	7,520
合 計	7,520

13. 関連当事者との取引の内容  
 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

属 性	法人等 の名称	住 所	資産 総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員 の 業務等	事業上 の 関係				
該当なし											

14. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

- (1) 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている金額との関係は以下のとおりである。  
 (単位：円)

前 期 末	当 期 末
該当なし	

- (2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前 期 末	当 期 末
該当なし	

15. 重要な後発事象  
 該当なし

16. その他  
 該当なし

公益財団法人 清里農業公社

正味財産増減計算書内訳表

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	合計
	公1			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	7,520	0	0	7,520
基本財産受取利息	7,520			7,520
事業収益	9,111,300	0	0	9,111,300
農作業支援事業収益	1,820,000			1,820,000
施設事業収益	7,291,300			7,291,300
受取負担金	55,000	0	0	55,000
受取負担金	55,000			55,000
雑収益	81	0	0	81
受取利息	81			81
経常収益計	9,173,901	0	0	9,173,901
(2) 経常費用				
事業費	9,774,278		0	9,774,278
給料手当	5,485,677			5,485,677
退職給付費用	289,440			289,440
福利厚生費	812,879			812,879
通信運搬費	9,600			9,600
減価償却費	2,703,478			2,703,478
消耗什器備品費	6,000			6,000
修繕費	18,000			18,000
燃料費	10,800			10,800
保険料	19,980			19,980
租税公課	418,424			418,424
管理費		2,413,234	0	2,413,234
給料手当		1,337,304		1,337,304
退職給付費用		70,560		70,560
福利厚生費		198,165		198,165
会議費		91,000		91,000
旅費交通費		0		0
通信運搬費		2,400		2,400
減価償却費		270,848		270,848
消耗什器備品費		6,000		6,000
燃料費		1,200		1,200
光熱水料費		12,000		12,000
保険料		2,220		2,220
租税公課		16,076		16,076
支払負担金		34,467		34,467
雑費		370,994		370,994
経常費用計	9,774,278	2,413,234	0	12,187,512
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 600,377	△ 2,413,234	0	△ 3,013,611
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 600,377	△ 2,413,234	0	△ 3,013,611
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△ 600,377	△ 2,413,234	0	△ 3,013,611
一般正味財産期首残高	75,743,151	△ 357,295		75,385,856
一般正味財産期末残高	75,142,774	△ 2,770,529	0	72,372,245
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	7,520			7,520
基本財産受取利息	7,520			7,520
一般正味財産への振替額	△ 7,520			△ 7,520
一般正味財産への振替額	△ 7,520			△ 7,520
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000			30,000,000
指定正味財産期末残高	30,000,000	0	0	30,000,000
III 正味財産期末残高	105,142,774	△ 2,770,529	0	102,372,245

# 正味財産増減計算書

平成28年 3月 1日から平成29年 2月28日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,520	7,500	20
基本財産受取利息	7,520	7,500	20
農業支援事業収益	1,820,000	1,860,000	-40,000
春秋作業支援収益	900,000	920,000	-20,000
施設作業支援収益	920,000	940,000	-20,000
播種調整作業収益	7,291,300	7,404,300	-113,000
乾燥調作業収益	3,331,300	3,444,300	-113,000
受取負担金	3,960,000	3,960,000	0
受取負担金	55,000	55,000	0
受取負担金	55,000	55,000	0
雑受取利息	81	1,122	-1,041
雑受取利息	81	1,122	-1,041
経常収益計	9,173,901	9,327,922	-154,021
(2) 経常費用			
事業費	9,774,278	9,801,631	-27,353
給退職料	5,485,677	5,411,538	74,139
職給	289,440	289,440	0
厚運賃	812,879	802,952	9,927
生搬却	9,600	9,600	0
備品	2,703,478	2,703,478	0
消耗什	6,000	6,000	0
修繕費	18,000	18,000	0
燃費	10,800	10,800	0
租税	19,980	19,980	0
公課	418,424	529,843	-111,419
管料	2,413,234	2,323,141	90,093
給退職料	1,337,304	1,319,231	18,073
職給	70,560	70,560	0
厚議	198,165	195,744	2,421
交通	91,000	80,500	10,500
搬却	0	12,960	-12,960
備品	2,400	2,400	0
消耗什	270,848	270,848	0
燃費	6,000	6,000	0
光熱	1,200	1,200	0
租税	12,000	12,000	0
公課	2,220	2,220	0
支払	16,076	20,357	-4,281
支払	34,467	46,277	-11,810
支払	370,994	282,844	88,150
経常費用計	12,187,512	12,124,772	62,740
評価損益等調整前当期経常増減額	-3,013,611	-2,796,850	-216,761
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-3,013,611	-2,796,850	-216,761
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-3,013,611	-2,796,850	-216,761
一般正味財産期首残高	75,385,856	78,182,706	-2,796,850
一般正味財産期末残高	72,372,245	75,385,856	-3,013,611
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
基本財産運用益	7,520	7,500	20
基本財産受取利息	7,520	7,500	20
一般正味財産への振替額	-7,520	-7,500	-20
一般正味財産への振替額	-7,520	-7,500	-20
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	102,372,245	105,385,856	-3,013,611

平成 29 年 4 月 14 日

新潟県知事

米 山 隆 一 殿

新潟県上越市清里区上田島 122 番地

公益財団法人 清里農業公社

代表理事 梅 澤 正 直

平成 28 年度の本法人の事業状況は、下記のとおりです。

## 1 農業の担い手の育成に関する事業

### (1) 新規就農者支援

新規就農した以下の 3 名に対し、面積拡大支援対策と各種情報提供及び仲間作りを行った。

- ・馬屋 風間 匠(26 歳)
- ・上田島 小山 竜満(32 歳)
- ・菅原 上原 雄大(29 歳)

### (2) 新規法人支援

平成 26 年に設立した下記法人に対し、支援を行った。

(農) 水倉ファーム 各種情報提供、法人間連携調整、その他支援

### (3) 生産資材共同購入・生産物共同販売の組織化

下記の法人及び一般農家の経営発展に向け、生産資材共同購入及び生産物共同販売の組織化の支援を行った。

- ・(有) グリーンファーム清里
- ・(農) 北野生産組合
- ・(農) TONOファーム
- ・(農) 清里アグリWA
- ・(農) 水倉ファーム
- ・笹川農場(上中條)・中村農場(寺脇)・上原農場(菅原)・小山農場(上田島)
- ・風間農場(馬屋) 他

## 2 農作業の支援に関する事業

### (1) 当公社が行う作業支援

ア 耕耘代かき・田植え・刈り取り等の農作業支援は農業法人等への機械を持たないオペレータ支援

イ 乾燥調製 60ha (4,800 俵)

ウ 育苗播種作業 76,000 枚

(2) 区内農業法人・生産組合・その他組織への作業斡旋等

	利用権等の 再設定 * 1	作業受委託 の斡旋調整 * 2	施設利用 育苗・RC * 3	その他 作業連携 * 4
(有)グリーンファーム清里	○	○	○	○
(農)北野生産組合	○	○	○	○
(農)TONOファーム	○	○	○	○
(農)清里アグリWA	○	○	○	○
(農)水倉ファーム	○	○	○	○
(農)青柳生産組合	○	○	○	○
上中條・笹川農場	○	○	○	○
菅原・上原農場	○	○	○	○
馬屋・風間農場	○	○	○	○
上田島・小山農場	○	○	○	○
清里採種組合		○		○
柳池農業振興会				(法人部会)

\* 1 農地の利用権を(有)グリーンファーム清里を中心とした法人や一般農家へ再設定する

\* 2 一般農家・法人等の作業受委託の斡旋調整

\* 3 農業公社所有の育苗センター・RC(ライスセンター)利用

\* 4 多面的機能支払作業・圃場手直し作業その他連携調整

3 農用地の保全に関する事業

耕作を継続することが難しい農業者からの農用地を当公社が受託し、上記2の(2)の「利用権設定」で○印が付いている組織等へ利用権を再設定し、担い手育成に努めている。

4 財産の増減及びその理由

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書類
- 3 財産目録

平成 28 年度の本法人の事業状況の詳細は、下記のとおりです。

(公財) 清里農業公社事業報告書

月 日	内 容	備 考
3/20	坊ヶ池土地改良区総会	清里コミュニティプラザ
3/24	農業公社監査会	清里農業公社会議室
3/29	第1回農業公社理事会	清里農業公社会議室
3/30	育苗第1回目播種作業開始	
4/8	肥料散布・耕耘開始	
4/13	農業公社評議委員会	清里農業公社会議室
4/22	農家組合長総代会合同会議	上越文化会館
4/29	櫛池農業振興会総会	山荘 京ヶ岳
4/29	田植え作業開始 (みつひかり上稲塚方面より)	
5/6	育苗最終播種終了	
5/18	県農業公社連絡協議会研修会打ち合せ	浦川原総合事務所
5/31	田植え作業終了	
6/3	農業公社連絡協議会視察研修会 打ち合せ会議	牧区・新柳
6/12	関川水系土地改良区 濁水対策説明会	清里コミュニティプラザ
7/7～8	櫛池農業振興会視察研修会	十日町市方面
7/19	第1回担い手農家との意見交換会	関川水系土地改良区
7/21～22	大分県中山間地域研修会 講演	大分県
7/26	新潟県農業公社連絡協議会総会	新潟県庁
8/7	塩曽根の農地を考える会 懇談会	塩曽根集会所
8/1～5	清里中学生職場体験	一週間
8/18	清里区農家組合長 米出荷会議	JA えちご上越清里支店
8/25～26	新潟県農業公社連絡協議会視察研修会	上越市方面
8/29～30	職員研修会 上江用水・長岡食肉センター	長岡市方面
8/31	稲刈り開始	
9/2	清里区認定農業者連絡協議会役員会	つくし食堂会議室
9/12～	農福連携障害者就労支援事業	
9/15	清里小学校 学校田稲刈り	清里区内

10/21	複数年産米コメ市場 経営安定化の為の研究会	東京駅八重洲
10/22	稲刈り終了	
10/25	「水利の歴史と農業」 新潟農政局研修会	上越市民プラザ
10/23	上越地域農政懇談会	ホテルセンチュリーイカヤ
11/1	農業農村整備事業 施策提案	農水省・財務省
11/4~6	川崎市民祭り参加	川崎市
11/9~11	全国農業担い手サミット in ぎふ	岐阜県
11/25	清里区認定農業者連絡協議会研修会	山荘 京ヶ岳
12/8	新潟県農業公社連絡協議会 公益法人会計研修会	新潟県庁
12/8	6次産業化経営視察研修	新潟市
12/8	複数年産米コメ市場 中食事業者との面談会	高崎市
12/9	清里区農家組合長会議	JA えちご上越清里支店
12/9	第2回担い手農家との意見交換会	関川水系土地改良区
12/13	全国優良経営体表彰 受賞報告会	上越市役所
1/17	櫛池振興会担い手・法人研修会	櫛池農業振興会
1/19	新潟県担い手経営推進大会	新潟市
1/20	北陸農政局長来社 担い手意見交換会	櫛池振興会
1/26	第2回農業公社理事会	清里農業公社会議室
1/27	平成28年度産米作柄検討会	清里農業公社会議室
1/31	清里区認定農業者連絡協議会役員会	清里農業公社会議室
2/2	全国農業経営者研究大会	東京都中央区
2/9	(有)GFK・羽深明治氏 受賞祝賀会 世話人会	つくし食堂会議室
2/10	清里区認定農業者連絡協議会監査会	清里農業公社会議室
2/10	清里区若手農業者経営研究会 設立総会	つくし食堂会議室
2/11	上越市農政研修会	上越文化会館
2/17	清里区認定農業者連絡協議会総会	清里コミュニティプラザ
2/18	複数年産米コメ市場 (株)新川屋との商談会	高崎市
2/20	坊ヶ池運営協議会	清里コミュニティプラザ
2/22	農業農村整備事業 施策提案	農水省
2/24	上越市農業委員との意見交換会	直江津学びの交流館
2/25	(有)GFK・羽深明治氏 受賞祝賀会	清里活性化交流施設

# 監査意見

被監査部門 (公財)清里農業公社

実施月日 平成29年 3月24日

監事氏名 笹川 栄一 江口 俊治

立会人 保坂 一八

## 1. 総 評

平成28年3月1日から平成29年2月28日までの平成28年度公益財団法人清里農業公社の決算及び報告書に基づき、事務手続き又、帳簿等の閲覧により実質確認を対し監査の結果は適正であると認めます。

## 2. 改善を要する事項

会計事務所を雇用し、スムーズな会計処理を行う事。

公益財団法人 清里農業公社



【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公社

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人清里農業公社 /		
設立登記日(注)	平成24年3月1日 /		
法人の目的	上越市清里区における農地の効率的利用、地域資源たる農地の保全及び次世代への継承を図り、安全な食料の安定供給や食料自給率向上に寄与し、もって上越市清里区の地域振興に寄与することを目的とする。 /		
主たる事務所の所在場所	新潟県上越市清里区上田島122番地 /		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)	人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	9,173,901円 /	9,774,278円 /
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄~3欄の合計額)		80.2% /
1.	公益実施費用額	9,774,278円 /
2.	収益等実施費用額	0円
3.	管理運営費用額	2,413,234円 /

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	円	うち個人から	0円
		うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	7,601円 /
-------------	----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	102,442,089円 /	負債額	69,844円 /
		正味財産額	102,372,245円 /

(6)遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	9,774,278円 ✓
遊休財産額	6,228,479円 ✓

(7)当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)	72,478,390円
1. 公益目的増減差額	8,537,414円 ✓
2. 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	63,940,976円 ✓

(8)理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0円
(うち、退職手当の額)	0円

(9)事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無 ✓
--------------------	-----

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2:法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公 社

1. 基本情報

フリガナ		コウエキザイダンホウジンキヨサトノウギョウコウシャ /	
法人の名称		公益財団法人清里農業公社 /	
主たる 事務所の 住所及び 連絡先	住所	〒9430504 新潟県 上越市清里区上田島122番地 /	
	代表電話番号	025-528-4270 / (内線 ) FAX番号025-520-7339 /	
	代表電子メールアドレス	knnk@poplar.ocn.ne.jp /	
	ホームページアドレス	http://www1.ocn.ne.jp/~gfk/11.html /	
代表理事の氏名		梅澤 正直 /	
事業年度		03月 01日 ~ 02月 28日 /	
申請 業務担 当者注	氏名(又は名称)	保坂 一八 /	役職(又は担当者名) 事務局長 /
	電話番号	025-528-4270 /	FAX番号 025-520-7339 /
	電子メールアドレス	knnk@poplar.ocn.ne.jp /	
事業の概要		上越市清里区において、農業の担い手の育成、農作業の支援、農用地の保全に関する事業を行うことにより、安全な食料の安定供給や食料自給率向上、上越市清里区の地域振興に寄与する事業。 /	

注：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

## 2. 組織

## (1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	人	4人✓	4人✓
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			定款の条項 第13条

## (2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	人	4人✓	4人✓
監事の数	人	2人✓	2人✓

## (3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

## (4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数	
	人	

## (5) 職員について

職員の数	1人	うち常勤	1人✓
------	----	------	-----

## (6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等	
評議員会 ✓	平成28年4月13日 ✓	1. 平成27年度事業報告並びに決算について ✓ 2. 評議員の選任について ✓ 3. その他 ✓	
理事会 ✓	平成28年3月29日 ✓	1. 平成27年度事業報告並びに決算について ✓ 2. 評議員会開催日程の件について ✓ 3. その他 ✓ 4. 代表理事の職務の執行の状況の報告について ✓	
理事会 ✓	平成29年1月26日 ✓	1. 上半期事業報告並びに12月末仮決算の件について ✓ 2. 平成29年度事業計画(案)並びに収支予算計画(案)について ✓ 3. その他 ✓	

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

## 【別紙3:法人の事業について】

事業 年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業 公社

## 1. 事業の一覧

## (1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容	
公 1 /	上越市清里区において、農業の担い手の育成、農作業の支援、農用地の保全に関する事業を行うことにより、安全な食料の安定供給や食料自給率向上、上越市清里区の地域振興に寄与する事業。	

## (2) 収益事業等

## 〔1〕 収益事業

事業番号	事業の内容	
収		

## 〔2〕 その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容	
他		

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	上越市清里区において、農業の担い手の育成、農作業の支援、農用地の保全に関する事業を行うことにより、安全な食料の安定供給や食料自給率向上、上越市清里区の地域振興に寄与する事業。	80.2% <

[1]事業の概要について(注1)

<p><b>【事業の内容】</b> 上越市清里区の地域振興を図るため、1. 農業の担い手の育成に関する事業、2. 農作業の支援に関する事業、3. 農用地の保全に関する事業の3つの事業を行う。</p> <p><b>1 農業の担い手の育成に関する事業</b> (1) 事業内容等 上越市の農業を担っている世代は65歳以上が65%を占めており、高齢化が進んでいることから、農業の担い手を育成するため、下記の事業を行う。 ○ 新たに農業を行うために必要な知識習得の研修や実習の実施。 ○ 新規就農や地域雇用の受け皿となる農業生産法人の設立の際に必要な定款や経営計画、各行政庁等への提出書類等の作成支援や指導の実施。 ○ 新規就農者や設立支援した農業生産法人、意欲ある担い手農家に対し、農作業や農用地の管理を斡旋することにより、経営規模が拡大することで経営の安定化・発展につながり、担い手育成が図られる。 (2) 事業の対象 上越市清里区に居住する者又は上越市清里区の農業生産法人並びに上越市清里区での就農・農業生産法人への就業を志す者等とする。 (3) 事業の財源 ○ 担い手や農業生産法人に農作業や農用地の管理を斡旋する場合は無料(手数料等は徴収しない)。 ○ 担い手を育成するために実施する研修及び実習、農業生産法人の設立支援の事業は、全て対価を得ることのない事業であり、農作業の支援及び農用地の保全に関する事業収入から充当する。</p> <p><b>2 農作業の支援に関する事業</b> (1) 事業内容等 農業者の高齢化や兼業化(第二種兼業農家率:上越市57.6%、清里区73.7%)が進んでいることから、高齢農家や兼業農家に大きな負担となっている作業を支援するため、下記の事業を行い、農家の労力補完や農業機械・施設の過剰投資を抑制し、農用地の保全、食糧の安定供給、地域活性化を図る。 ○ 耕耘、代かき、田植え、稲刈り等、作業委託のあった各作業の実施。 1) 依頼のあった作業場所の近くに、担い手や農業生産法人がいないか確認。 2) いる場合、農作業を斡旋するため、委託者との仲介や手続き等を行う。 3) いない場合は、当法人自らが作業を行う。 ○ 育苗センター、ライスセンター(共同乾燥施設)の管理運営。 (2) 事業の対象 上越市清里区に農地を有する者又は上越市清里区に居住する者及び農業生産法人等とする。 (3) 事業の財源 ○ 担い手や農業生産法人に農作業を斡旋する場合は無料(手数料等は徴収しない)。 ○ 自ら作業する場合、上越市農業委員会が設定し、地域で統一された作業料金を事業収入とし、財源とする。</p> <p><b>3 農用地の保全に関する事業</b> (1) 事業内容等 上越市の耕作放棄地率は4.1%と新潟県の3.0%を上回り、農地の遊休化や耕作放棄地化が進んでいることから、農地の遊休化や耕作放棄地化を未然に防止することを支援するため、下記の事業を行い、農用地の保全、食糧の安定供給、地域活性化を図る。 ○ 担い手や農業生産法人に対し、農地情報の発信。 ○ 農用地の管理の受託の仲介や斡旋。 1) 依頼のあった農用地の近くに、担い手や農業生産法人がいないか確認。 2) いる場合、農用地の管理を斡旋するため、委託者との仲介や手続き等を行う。 3) いない場合は、当法人自らが農用地で耕作を行う。 (2) 事業の対象 上越市清里区に農地を有する者又は上越市清里区に居住する者及び農業生産法人等とする。 (3) 事業の財源 ○ 担い手や農業生産法人に農用地の管理を斡旋する場合は無料(手数料等は徴収しない)。 ○ 自ら作業する場合、上越市農業委員会が設定し、地域で統一された作業料金を事業収入とし、財源とする。</p> <p><b>【事業をまとめた理由】</b> 上越市清里区の農地の保全や農業生産の拡大、農村地域の発展等の目的を達成するため、農業の担い手の育成、農作業支援、農用地保全などの事業を一体的に行っていることから、1つの公益目的事業にまとめて申請する。</p>
--

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項第1号、第2号、第3号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
05	「農業の担い手の育成に関する事業」は、農業の知識や経験のない就農希望者に対する研修や実習、地域農業の雇用の受け皿となる農業生産法人の設立支援、担い手への農作業や農地の再委託による経営支援などを行うことにより、担い手育成に資するものである。 よって、5号「勤労意欲のある者に対する就労の支援」に該当する。	
17		

	「農作業の支援に関する事業」と「農用地の保全に関する事業」は、高齢農家や兼業農家等から当法人に受託依頼のあった農作業や農用地を、担い手農家に斡旋又は自ら作業することにより、農地の遊休化や耕作放棄地化を未然に防止するものである。 よって、17号「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」に該当する。	
19	当社は、農業の担い手の育成、農作業の支援並びに農地の効率的利用等を行うことで、中山間地域の農地の保全や農業生産を拡大し、農村地域の発展に寄与することを目的に事業を実施している。 よって、19号「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。	
21	「農作業の支援に関する事業」と「農用地の保全に関する事業」は、高齢農家や兼業農家等から当法人に受託依頼のあった農作業や農用地を、担い手農家に斡旋又は自ら作業することにより、米や野菜等の食糧の安定供給や食料自給率の向上を図るものである。 よって、21号「国民生活に不可欠な物質、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当する。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))

<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>【農業の担い手の育成に関する事業】</p> <p>1 高齢化や兼業化が進んでいる地域において、勤労意欲のある者に対する就労の支援をすることで農村地域の発展を図ることを目的としており、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを定款に位置付けている。 また、当法人のホームページ、町内会長会議や農家組合長会議等で当該目的を明らかにしている。</p> <p>2 就農や農業生産法人への就業を希望するやる気のある者であれば、特に制限せずに受入・指導等を行っており、機会は一般に開かれている。</p> <p>3 研修会の講師や指導は、JAや県普及指導センター等の農業技術の専門家が担当している。参加者に対して、理解度等を聞き取りながら指導している。</p> <p>4 講師は、上越市・JA・県普及センターの職員が行っており、ほとんど報酬は発生しない。仮に支払う場合、上越市及びJAの規程に準じて支払っており、過大な報酬ではない。 その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>【農作業の支援に関する事業】</p> <p>1 耕作条件が悪い、又は高齢化等により農作業の実施が困難な農家が行っていた作業など、新たな受託者がいないまま放置すると耕作放棄地となってしまう事を未然に防止するために実施する事業。 この事業と同時に、その作業の受託者となる担い手を育成する事業と併せて実施することで、農用地の保全、食糧の安定供給、地域活性化に寄与することを定款で明らかにしている。</p> <p>2 ア 当法人のホームページ、町内会長会議や農家組合長会議等で明らかにしている。</p> <p>イ JAの営農指導員や県普及指導員と打合せ・協議をし、その指導のもと、作業を行っている。また、JAの農機具センターからは機械の操作指導等も受けながら作業を行っており、事業の質は確保されていると言える。</p> <p>ウ 審査・選考は特に行っていない。</p> <p>エ 農作業の委託希望があった場合、当法人が受託者となる担い手への斡旋や委託者との仲介作業を行う。なお、仲介手数料などは徴収せず、無料で実施している。 その他説明事項</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>【農用地の保全に関する事業】</p> <p>1 高齢化や兼業化で労力的に耕作を継続することが難しい場合や、耕作条件が悪い等の理由で担い手への利用権設定が困難な農用地を、当社が担い手への斡旋又は自ら耕作することで耕作放棄地化を未然に防止することを目的に実施する事業。 この事業と同時に、その農用地の受託者となる担い手を育成する事業と併せて実施することで、農用地の保全、食糧の安定供給、地域活性化に寄与することを定款で明らかにしている。</p> <p>2 ア 当法人のホームページ、町内会長会議や農家組合会長会議等で明らかにしている。</p> <p>イ 農地等の利用調整や権利移動などを行う上越市農業委員会や農地利用集積円滑化団体であるJA等の指導を受けながら作業を行っており、事業の質は確保されていると言える。</p> <p>ウ 審査・選考は特に行っていない。</p> <p>エ 農用地の委託希望があった場合、当法人が受託者となる担い手への斡旋や委託者との仲介作業を行う。なお、仲介手数料などは徴収せず、無料で実施している。 その他説明事項</p>
--	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。



## 【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	平成28年3月1日 ✓	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 ✓	法人名	公益財団法人清里農業公社

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】  
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

## 1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

<以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、右の「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

事業番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)	
1	2	3	4	5	6	
公	円	円	円	円	円	
計	円 第二段階7欄(収入)へ	円 第二段階7欄(費用)へ	円	円		

↑  
プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:	
計画:	

## 2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

<以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、右の「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	9,173,901円 ✓	9,774,278円 ✓	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	円	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	9,173,901円 ✓	9,774,278円 ✓	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	0円	0円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	11	円	- 円	
収益事業から生じた利益の繰入額	12	円	- 円	
合計(9欄~12欄)	13	9,173,901円 ✓	9,774,278円 ✓	収入 - 費用 -600,377円 ✓

## ※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同程度程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等
収入-費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。 ✓

事業 年度	自	平成28年3月1日 ✓	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 ✓	法人名	公益財団法人清里農業 公社

## 【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

&lt;以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、「自動計算」のボタンをクリックしてください。&gt;

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	9,774,278円 ✓
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	12,187,512円 ✓
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	80.2% ✓

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	9,774,278円 ✓	
調	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	円
整	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	円
額	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12	0円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	9,774,278円 ✓	

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	円	
調	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	円
整	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	円
額	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22	0円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0円 ✓	

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) I 欄より)		24	2,413,234円 ✓
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0円
管理運営費用額(24欄+32欄)		33	2,413,234円 ✓

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業年度	自	28	年	3	月	1	日	✓	法人コード	A002501
	至	29	年	2	月	28	日	✓	法人名	公益財団法人清里農業公社

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

別表B(1)(事業比率)4欄へ

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額											公益実施費用 額計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
経常費用額	9,774,278												9,774,278

別表B(1)(事業比率)5欄へ

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)6欄へ

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)7欄へ

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)8欄へ

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)9欄へ

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)10欄へ

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額											公益実施費用 額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
													0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表B(1)(事業比率)11欄へ

IX 合計

	公益実施費用額											公益実施費用 額計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通		
合計	9,774,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,774,278
事業比率	80.20%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	80.20%

別表B(1)(事業比率)13欄へ

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

法人コード	A002501
法人名	公益財団法人清里農業公社

別表B(1)(事業比率)14欄へ

別表B(1)(事業比率)24欄へ  
(単位:円)

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
経常費用額							0	2,413,234	12,187,512

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計			
							0	0	0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
							0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計			
							0	0	0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
							0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
							0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
							0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計			
							0	0	0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0		

IX 合計

	収益等実施費用額							管理運営費用額	合計(参考)
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施費用額計		
合計	0	0	0	0	0	0	0	2,413,234	12,187,512
事業比率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	19.80%	100.00%

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自	平成28年3月1日 ✓	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 ✓	法人名	公益財団法人清里農業公 社

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。  
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される  
ことになってしまうためです。

### 1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		
流動資産計	1	6,298,323円 ✓
固定 資産	控除対象財産 (別表C(2)から転記)	2 96,143,766円 ✓
	その他の固定資産 4欄-2欄	3 0円 ✓
	固定資産計 5欄-1欄	4 96,143,766円 ✓
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>記載要領</b></p> <p>白色の欄に数値を 入力してください。 その他の欄は、自動 的に計算されます。</p> </div>		
資産計	5	102,442,089円 ✓

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	69,844円 ✓
控除対象財産に直接 対応する負債の額 32欄	7	円
その他の固定資産に 直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額 35欄	9	円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0円
負債計 26欄	11	69,844円 ✓
正味財産の部		
一般社団・財団法人法 第131条の基金 27欄	12	円
指定正味財産の額 33欄	13	30,000,000円 ✓
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	72,372,245円 ✓
正味財産計	15	102,372,245円 ✓
負債及び正味財産合計 5欄 (11欄+15欄と同額)	16	102,442,089円 ✓

### 2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益 目的事業に係る事業費の額	17	9,774,278円 ✓
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益 実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合の み))	19	0円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	9,774,278円 ✓

公益実施費用額から 控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益 実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合の み))	23	0円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0円

### 3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	102,442,089円 ✓
負債 11欄	26	69,844円 ✓
一般社団・財団法人法 第131条の基金 12欄	27	0円

控除対象財産の額 2欄	28	96,143,766円 ✓
対応負債の額 39欄	29	0円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	6,228,479円 ✓

## 4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	96,143,766円 ✓
控除対象財産に直接 対応する負債の額 7欄	32	円
指定正味財産の額 13欄	33	30,000,000円 ✓
31欄-32欄-33欄	34	66,143,766円 ✓
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する 負債の額 6欄+7欄+8欄	36	69,844円 ✓
その他負債の額 10欄 (11欄-35欄-36欄と同額)	37	0円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	72,372,245円 ✓
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

## 【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	9,774,278円 ✓
遊休財産額 30欄	41	6,228,479円 ✓
遊休財産額の保有上限額の 超過の有無	42	適合 ✓

別表C(2) 控除対象財産

事業 年度	自	平成28年3月1日 ✓	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 ✓	法人名	公益財団法人清里農業 公社

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

## 1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産	共用財産
					期首	期末	取得時期	共用割合
1	その他固定資産 建物	農機具格納庫兼事務所	公 1	公益目的事業の用に供している。	10,354,570円 ✓	9,528,524円 ✓		2-1 ✓ 86.40% ✓
2	その他固定資産 建物	乾燥調整施設	公 1	公益目的事業の用に供している。	27,568,282円 ✓	25,956,018円 ✓		%
3	その他固定資産 建物	大型パイプハウス	公 1	公益目的事業の用に供している。	241,503円 ✓	168,005円 ✓		%
4	その他固定資産 建物	農機具格納庫屋根葺き 替え工事	公 1	公益目的事業の用に供している。	644,133円 ✓	583,320円 ✓		2-2 ✓ 86.40% ✓
5	その他固定資産 建物	乾燥調整施設屋根葺き 替え工事	公 1	公益目的事業の用に供している。	880,036円 ✓	800,697円 ✓		%
6	その他固定資産 農機具	水稻育苗施設機械一式	公 1	公益目的事業の用に供している。	1円 ✓	1円 ✓		%
7	その他固定資産 構築物	ハウス内道路	公 1	公益目的事業の用に供している。	154,556円 ✓	103,038円 ✓		%
8	その他固定資産 土地	農機具格納庫兼事務所 土地 上越市清里区上田島 122 2,190平方メートル	公 1	公益目的事業の用に供している。	9,754,789円 ✓	9,754,789円 ✓		2-4 ✓ 98.40% ✓
9	その他固定資産 土地	土地 上越市清里区上田島 119 2,891平方メートル	公 1	公益目的事業の用に供している。	13,086,597円 ✓	13,086,597円 ✓		%
10	その他固定資産 土地	土地 上越市清里区菅原72- 12 627.98平方メートル	公 1	公益目的事業の用に供している。	3,900,000円 ✓	3,900,000円 ✓		%
11	その他固定資産 電話加入権	電話番号025-528-4270	公 1	公益目的事業の用に供している。	59,987円 ✓	59,987円 ✓		2-5 ✓ 80.00% ✓
計(A)					66,644,454円 ✓	63,940,976円 ✓		

## 2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 ※	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産	
					期首	期末	共用割合	
1	その他固定資産 建物	農機具格納庫兼事務所	管	管理運営の用に供している。	1,629,886円 ✓	1,499,860円 ✓	1-1 ✓	13.60% ✓
2	その他固定資産 建物	農機具格納庫屋根葺き 替え工事	管	管理運営の用に供している。	101,391円 ✓	91,819円 ✓	1-4 ✓	13.60% ✓
3	その他固定資産 建物	自動火災報知設備新設 工事	管	管理運営の用に供している。	568,750円 ✓	437,500円 ✓		%
4	その他固定資産 土地	農機具格納庫兼事務所 土地 上越市清里区上田島 122 2,190平方メートル	管	管理運営の用に供している。	158,614円 ✓	158,614円 ✓	1-8 ✓	1.60% ✓
5	その他固定資産 電話加入権	電話番号025-528-4270	管	管理運営の用に供している。	14,997円 ✓	14,997円 ✓	1-11 ✓	20.00% ✓
計(B)					2,473,638円 ✓	2,202,790円 ✓		



## 3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
		公		円	円		%
計(C)				円	円		

## 3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	%
計(C)				円	円	

## 4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円
計(D)				円	円

## 4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				円	円

## 5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(E)				円	円

## 6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号 ※	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首	期末
1	基本財産 定期預金	公 1	基本財産に充てるため	30,000,000円	30,000,000円
計(F)				30,000,000円	30,000,000円

控除対象財産の額(A~Fの合計)			期首	期末
			99,118,092円	96,143,766円





## 別表D

事業	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
年度	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公社

## 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無		保有していない /		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)	
他の団体の名称	財産の名称			
			%	

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業 年度	自	平成28年3月1日 ✓	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 ✓	法人名	公益財団法人清里農業公 社

情報開示の適正性

情報 開示 の 適 正 性	法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。		
	(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
		公認会計士・税理士の別	
	(2) (1) 以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
		当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
	(3) (1) 又は (2) 以外の場合 会計監査人による外部監査を受けている	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。法人は、本書類の記載は不要です。	会計については、さくら総合会計と平成24年3月から顧問契約を締結しており、適正な情報開示に努めている。 ✓









記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】  
(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

専業年度	自 28 年 3 月 1 日	法人コード	A002501
	至 29 年 2 月 28 日	法人名	公益財団法人 清里農業公社

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計		
		費用の名称	費用の額		公1 農業事業	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1		他2	共通
1	福利厚生費	福利厚生費	1,011,044	従事割合	812,879	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	198,165
2	退職給付費用	退職給付費用	360,000	従事割合	812,879	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198,165
3	租税公課	租税公課	434,500	面積割合	289,440	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	70,560
4	通信運搬費	通信運搬費	12,000	発生割合	80.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	19.6%
5	消耗什器備品費	消耗什器備品費	12,000	発生割合	289,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,560
6	燃料費	燃料費	12,000	使用割合	418,424	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	16,076
7	保険料	保険料	22,200	面積割合	96.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	3.7%
8	減価償却費	減価償却費(農機具格納庫兼事務所)	1,026,457	面積割合	418,424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,076
9					9,600	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	2,400
10					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	20.0%
	ページ合計		2,890,201		9,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400
					6,000	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	6,000
					50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	50.0%
					6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
					10,800	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	1,200
					90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	10.0%
					10,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200
					19,980	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	2,220
					90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	10.0%
					19,980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,220
					886,859	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	139,598
					86.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	13.6%
					886,859	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139,598
					2,453,982											0	436,219

別表H(1) 当該事業年度末日における  
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	平成28年3月1日	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日	法人名	公益財団法人清里農業公 社

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適切な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額は、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等  
= 当該事業年度末日の公益目的増減差額

## 1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額 (2欄+14欄-20欄)	1	8,537,414円
-----------------------------------	---	------------

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	6,489,394円
-------------------	---	------------

<表中の白色の欄だけ入力いただき、以下の  
「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
損益計算書 (公益目的事業会計) 上の数値	寄附を受けた財産の額	3	円
	交付を受けた補助金等	4	円
	公益目的事業に係る対価収入	5	9,111,300円
	収益事業等から生じた利益のうち 公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7	円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に算入した額を除く)	8	7,520円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	2,703,478円
	合併により承継した他の公益法人の 公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特 定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより 公益目的事業財産となった額	13	円
当該事業年度に増加した公益目的事 業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14	11,822,298円	

当該事業年度の公益目的事業費等			
損益計算書 (公益目的事業会計) 上の数値	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	9,774,278円
	15欄の他、公益目的保有財産に 生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の 実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益 目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額 (21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19	0円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)	20	9,774,278円	

## 2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有 財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	63,940,976円
--	----	-------------

## 【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有 財産帳簿価額の合計額	22	66,644,454円
うち認定等の日前に取得した不可 欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0円

## 3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得 財産残額(1欄+21欄)	24	72,478,390円
------------------------------------	----	-------------

別表H(2) 当該事業年度中の公益目的増減差額の明細

事業年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公社

## 1. 寄附を受けた財産

<以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの  
【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額	
		円	
合計		0円	

注 寄附の名称ごとに寄附者による用途の内容が分かる書類(寄附規定、募金要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの  
【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額	
		円	
合計		0円	

## 2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの  
【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	用途の定めの内容	金額	
		円	
合計		0円	

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの  
【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	用途の定めの内容	金額	
		円	
合計		0円	

(3) 用途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額	
	円	円	
合計	0円	0円	

## 3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額	
基本財産 定期預金 /	基本財産受取利息 /	7,520円	/
合計		7,520円	/

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)  
【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額	
		円	
合計		0円	

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産  
【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の用途(公益目的事業の内容)	金額	
		円	
合計		0円	

# 証 明 書

住 所 新潟県上越市清里区上田島122番地

氏 名 公益財団法人 清里農業公社  
代表理事 梅 澤 正 直



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号により移行認定又は公益認定の申請するため、下記事項について証明願います。

記

3年以内に滞納処分を受けたことはありません。

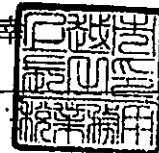
平成29年 4月 7日

税証第

号

上記のとおり相違ないことを証明します。

上越市長 村 山 秀 幸





# 納税証明書

住所 上越市清里区上田島 122

氏名 公益財団法人 清里農業公社

証明書の使用目的	公益法人事業報告等の申請のため
----------	-----------------

### 証明事項

保金差押金額	円	(備考)
果税徴収金につき、滞納処分を受けたことはありません。		(備考) 過去3年以内
(その他)		

上振税収 (証明) 第 33 号

平成 29 年 4 月 7 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

上越地域振興局長 岩澤 弘和



◎御注意 1. 証明事項欄は該当しない事項の欄が斜線でまっ消されることによって表示されます。 2. 訂正箇所は訂正印を押印していないものは無効です。  
 3. 個人県民税については市町村が、地方消費税については税務署又は税関が賦課徴収しているため、この証明書の証明事項から除外しています。



# 納税証明書

(その4 滞納処分を受けたことのない証明用)

住所(納税地) 新潟県上越市博里区上田島1-2-2

氏名(名称) 公益財団法人 清里農業公社

代表者氏名 理事長 梅澤 正直

自 平成26年 4月 1日  
 至 平成29年 4月 6日  
 間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。  
 以 下 余 白

徴管(証明) 第 000017 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成29年 4月 7日

浦田税務署長

財務事務官 田代 浩



## 【参考資料:監督上の処分等の一覧】

事業 年度	自	平成28年3月1日 /	法人コード	A002501
	至	平成29年2月28日 /	法人名	公益財団法人清里農業公 社

## 1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は 指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況	

注 当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導(書面によるものに限る。)を記載してください。  
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

## 2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況	

注 当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)を  
記載してください。また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。